

チケット転売にひそむ罠… インターネットでの取引には気を付けて！

令和元年8月1日（4号）横浜市経済局消費経済課

「転売サイトで購入したチケットでは入場できない!?!」、「フリマサイトで購入したチケットの代金を支払ったのに、チケットが送られてこない」などせっかくの楽しみが台無しに…

こんな相談がありました！

- ラグビーのチケットを購入するためネット検索し、上位に表示されたサイトから購入した。その後、購入先がスイスの転売サイトであると判明。公式サイトを確認すると「公式サイト以外で購入したチケットは無効で使用できない」と記載されていた。
- 娘がコンサートのチケットを SNS で知り合った個人から購入し、口座に代金を入金したが、チケットが届かなかった。また、相手とメールの連絡が取れなくなってしまう、電話番号もわからない。

事例の特徴



© YUKI ISHII

ネットで調べたサイトが公式サイトだと思い込み、「あと〇秒以内」の表示に焦って購入したけど、通常価格より高額で、購入後に海外の転売サイトだとわかった。

観戦に行けないチケットをオークションに出品したら、利用停止にされてしまった。

- ネット検索で上部に”広告“として表示されたチケット転売仲介サイトを公式サイトと勘違いする人が続出！しかも規約により、キャンセルできない場合も多いとか！
- SNS等で知り合った人との取引は大きなリスクを伴います！
- 転売目的とみなされたチケットの販売や出品を禁止しているサイトもあるので、オークションなどでチケットを売りたい人も要注意！

チケットの高値転売などを禁じるチケット不正転売禁止法が6月に施行されました。興行主の同意を得ずに販売価格を超える金額でチケットを売ったりすることなどが禁止されています。

ここに気を付けて！「かしこポイント」



- オリンピックなども控えていますが、ネットでチケットを購入する際は、そのサイトが公式サイトかどうかやキャンセルに関するルールを十分に確認しましょう。
- 転売チケットを利用する際は、購入する前に規約等で第三者への譲渡や転売が禁止されていないか、入場時の本人確認が必要かなどを確認するようにしましょう。

横浜市消費生活総合センター

相談専用電話

045-845-6666

受付時間

【平日】9:00～18:00 【土・日】9:00～16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)を除く